

火災時

1. 子どもの安全確保のため、出火場所から離れ、園庭又は園外に避難し年齢に応じて避難バギーにて避難する。
2. 保育士は、園内最終確認と子どもの確認（人数・健康状態など）をする。
3. 消火活動が終了するまで避難場所にて待機する。
4. 子どもも引き渡し人、及び代理人の確認チェックをする。

地震時（大きな揺れで、保育士、子どもが気づいた場合）

1. 子どもに声をかけ、テーブルの下などに一時的に避難する。
2. 揺れがおさまったら、保育士の声掛けにより園庭に避難する。
3. 保育士は、園内最終確認と子どもの確認（人数・健康状態など）をする。
4. 引き続き情報収集を行い、避難が必要でないと判断した場合は、施設長又は主任の指示で通常保育に戻る。
5. 子どもも引き渡し人、及び代理人の確認チェックをする。

警戒宣言発令時

1. 警報が発令された時には、区役所・警察署・消防署より指定された場所に避難する。
2. 状況判断と行政機関の指導に基づいて決定し移動する。
移動先は、保護者に向けて保育園に提示する。
3. 保育園から移動する前には、子どもの確認（人数・健康状態など）をする。
4. この地域の地域避難場所（金沢小学校）広域避難場所（横浜市立大学）になる。
5. 指定避難場所に到着し子どもの確認（人数・健康状態など）をする。
6. 子どもも引き渡し人、及び代理人の確認チェックをする。
7. 食糧、飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給を行う。

津波時

1. 警戒宣言が発令されない場合は、保育園屋上に避難する。
2. 保育士は、園内最終確認と子どもの確認（人数・健康状態など）をする。
3. 子どもの引き渡し、及び代理人の確認チェックをする。

不審者時

1. 不審者と感じたら近くの職員へ火を止めてくださいと伝え近くの職員へと伝達し事務所から火を止めて下さいの放送を入れる。
2. 子どもの安全のため一ヶ所に集め、不審者に動搖を与えないように避難する。
3. 子どもの目から届かないところで保育士などが、保育室に近づかぬように対応する。
4. 警察が来るまで、不審者が子どもがいる保育室に近づかぬように対応する。